

令和6年度 運転記録証明等交付手数料助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という）は、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）が雇用する運転者の適正な管理を通じ、交通事故防止に資することを目的に、自動車安全運転センター（以下「安全運転センター」という）が発行する運転記録証明の発行手数料を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、7,705,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、1通につき670円とする。

(助成枠)

第4条 1事業者当たりの申請可能人数は、令和6年4月1日現在における青ト協が把握する保有車両数に1.2を乗じ十の桁に切り上げた人数を上限とする。

(助成対象)

第5条 助成対象者は、会員事業者及び優良事業所に所属する常時選任運転者とする。

(対象期間)

第6条 令和6年4月1日から令和7年3月20日までに自動車安全運転センターへ到着したものを対象とする。

(助成申請方法)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者及び優良事業所は、様式「運転記録証明書交付申請書」に必要事項を記入し、安全運転センターへ送付する。

送付先：自動車安全運転センター青森県事務所

〒038-0031 青森市大字三内丸山198-4（運転免許センター内）

(助成金の交付)

第8条 青ト協及び安全センターとの間で定める方法で助成を行う。ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、助成対象人数を超える申請があった場合は、自動車安全運転センターより請求書が送付される。

なお、会員事業者は、会費の滞納がある場合には助成金を交付しないものとする。

(助成金の返還)

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還をめいじられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。